

宮崎県立宮崎工業高等学校校舎活動に係る活動方針

∞ 基本方針 ∞

- (1) 部活動は学校教育の一環として、合理的かつ効率的・効果的に実施する。
- (2) 「学び」の質を高める指導と、部活動の更なる振興による「文武両道」の推進を図る。
- (3) 生徒の自己実現の一翼を担うため、体育・文化・工業の専門分野など様々な活動を通して、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を養うものとする。

∞ 部活動一覧 ∞

(1) 運動部 (17)

陸上競技・水球・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・テニス・サッカー・ラグビー・ソフトボール・ハンドボール・レスリング・弓道・バドミントン・野球・カヌー・空手道

(2) 文化部 (6)

美術・写真・吹奏楽・デザイン・放送・国際ボランティア

(3) 工業技術部 (8)

機械技術・自動車・生産システム・電気技術・電子情報・建築技術・化学環境・インテリア工芸

(4) 大淀同好会

∞ 活動時間及び休養日 ∞

- | | | | |
|-----------|-------|--------------------|----------|
| (1) 活動時間 | 学 期 中 | ： 平日 2時間程度 | 休日 3時間程度 |
| | 長期休業中 | ： 学期中の活動時間に準ずる | |
| (2) 休 養 日 | 学 期 中 | ： 平日 1日 | 週末 1日以上 |
| | 長期休業中 | ： 学期中の休養日に準ずる | |
| (3) 定期考査 | 学 期 中 | ： 定期考査1週間前から活動時間制限 | |
| | | 定期考査前2日間は原則として活動禁止 | |

※ 県の競技力に関する指定校（競技力強化指定校・競技力向上推進校・拠点校）及び学校独自の強化部等について、大会・合宿等が重なり、上記休養日が取れない場合は、計画的に休養日や活動時間を振り替えるなど、校長の責任のもと、運用の工夫を行う。

∞ 部活動の運営体制 ∞

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。なお活動計画については、生徒と保護者へ提示する。
- (2) 各部顧問は、スポーツ障害・外傷の予防や、学業とのバランスのとれた学校生活への配慮を行い、生徒の心身の健康管理に努める。
- (3) 各部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策を行い、事故防止に努める。
- (4) 各部顧問は、体罰は、いかなる場合も許されないことを認識して指導を行う。
- (5) 各部顧問（専門的指導者も含む）が不在の場合は、校長が認める外部指導者が指導を行うことができる。また、指導者が不在の場合は、無理のない安全な練習内容を事前に指示するなど、安全配慮義務を徹底する。